

令和5年度高知県外国人旅行者向け観光情報発信事業委託業務 公募型プロポーザル仕様書

1 事業名

令和5年度高知県外国人旅行者向け観光情報発信事業委託業務

2 事業の目的

高知県では、台湾、香港、シンガポール、タイ、中国、韓国、米国、豪州の 8 市場を重点市場として誘客の為に施策を行っている。コロナ禍を経て、2022 年 11 月より訪日旅行が再開され、地方部への旅行に興味関心が集まる中、ウェブサイトやソーシャルメディアによる情報発信は不可欠である。本事業では、海外の個人旅行者のニーズを満たし、より一層の誘客につなげるため、コンテンツの充実とソーシャルメディア等によるウェブサイトと連動した情報発信を行い、閲覧者の来県意欲の向上を図ることを目的とする。

3 事業の内容

高知県観光情報発信ウェブサイト「VISIT KOCHI JAPAN」(以下、ウェブサイトという。)のコンテンツ制作及びソーシャルメディアの運營業務を行う。また、ソーシャルメディアのデータ解析を行い、解析結果や課題に基づき、記事内容や SNS の配信方法について改善し、フォロワー純増とエンゲージメントの獲得を目指す。

4 業務の範囲

本業務はウェブサイトコンテンツ制作と掲載のための CMS 入力業務及びソーシャルメディアの運営である。ウェブサイトのシステムの保守運用に関わる業務は含まない。

5 ウェブサイト、ソーシャルメディアのアカウント

本業務で扱うウェブサイトとソーシャルメディアのアカウントは以下のとおりとする。

ウェブサイト: VISIT KOCHI JAPAN

英語版 <https://visitkochijapan.com/en>

繁体字版 https://visitkochijapan.com/zh_TW

簡体字版 https://visitkochijapan.com/zh_CN

韓国語版 <https://visitkochijapan.com/ko>

タイ語版 <https://visitkochijapan.com/th>

ソーシャルメディア

Facebook (英語版) <https://www.facebook.com/visitkochijapan>

Facebook (繁体字版) <https://www.facebook.com/visitkochijapan.tw>

Twitter(英語版)	https://twitter.com/visit_kochi
Twitter(繁体字版)	https://twitter.com/visit_kochi_tw
Instagram(英語版)	https://www.instagram.com/visitkochijapan/
YouTube(英語版)	https://www.youtube.com/c/Visitkochijapan_movie

6 業務の内容

(1)ウェブサイトのコンテンツ制作

5に示すウェブサイトに掲載する高知県の観光スポット情報(What to See & Do または Activities)及び特集記事(Highlights)を制作し、発注者が提示するCMS 管理画面より掲載作業を行う。

ア コンテンツの内容

- 各言語版に掲載するコンテンツ数は、観光スポット情報 10 件程度、特集記事 2 本程度とする。内容については、別途協議の上決定する。
- 受注者による情報収集、テキスト書き下ろし、画像及び動画(以下、画像等という。)の手配とする。
- コンテンツ制作にあたり、外国人の視点を重視し、閲覧者にとって魅力的な内容にすること。ライティング、画像等の手配の要件については、6(1)イ及びウを参照のこと。
- コンテンツの掲載前に、発注者へ掲載言語及び日本語訳とともに掲載画像等を提出し、校正作業を行うこと。固有名詞等はウェブサイト内で表記を統一すること。
- コンテンツの統一性保持、情報の正確性担保及びスケジュール進捗管理のため、ディレクター等を配置して統括的に管理する体制とすること。

イ ライティングの要件

- 英語版、繁体字版はネイティブライターの起用を必須とする。簡体字・韓国語・タイ語各版については、原則としてネイティブライターを起用することとするが、一定のクオリティを保つことを条件として翻訳も可とする。ライターの選定については、企業・団体等の公式ホームページ等、業務としてライティング業務に携わった経験を有する者とする。
- テキストの長さの目安は英文換算で観光スポットは 200words、特集記事は 1,000～1,500words とする。
- 各国語版ともに、母語とする者が閲覧する上で、言語面(文法や語法等)で違和感のない一定の質を維持すること。

ウ 画像等の手配の要件

- コンテンツに使用する画像等は、原則として本業務の中で撮り下ろすものとし、いずれも高画質の素材で発注者が二次利用できるデータを納品すること。次項に示すアクティビティ関連のコンテンツなど、季節やモデルの手配等の制約により、やむを得ない場合のみ購入を含む外部調

達を認めるが、その場合も、可能な限り発注者による二次利用の権利を調整すること。

●アクティビティのスポットについては、体験している人物を被写体として含めるなど、体験の魅力が具体的に伝わる画像入手を行うこと。そのため、モデルの手配や事業者からの提供画像を活用するなど工夫すること。

●発注者が所有する画像等の使用も可とする。これらの画像等は事業開始後、発注者より提供する。

(2) ソーシャルメディアの運營業務

高知県の外国人旅行者向けソーシャルメディアの記事制作、投稿、コメント対応、拡散業務を行う。英語版については米豪を中心とした国と地域の英語話者の閲覧者をターゲットとし、繁体字版は台湾及び香港の閲覧者をターゲットとすること。

外国人閲覧者のフォロワー数増加やエンゲージメントの向上、ウェブサイトへの誘導、高知県に対するイメージの向上が見込める内容にし、高知県を来訪する外国人旅行者の増加に寄与するものにする。

ア Facebook の運用

5に示す Facebook アカウントの運用を行う。

(ア) 記事の内容

●記事制作は令和5年5月分から令和6年4月分までの 12 ヶ月分とし、英語版、繁体字版それぞれ月 15 本程度 とする。令和6年4月分は予約投稿作業も行うこと。記事のテーマについては、受注者から選定理由とともに提案を行い、発注者と協議して決定する。ただし、令和5年5月分のテーマについては、発注者が指示するため提案は不要である。

●受注者による情報収集、テキスト書き下ろし、画像等の手配とする。

●記事制作にあたり、外国人の視点を重視し、閲覧者にとって魅力的な内容にすること。掲載記事には必ず画像等を掲載することとし、テキストだけの記事は原則認めない。ライティング、画像等の手配の要件については、6(2)ア(イ)及び(ウ)を参照のこと。

●掲載する記事については、事前に発注者へ掲載言語及び日本語訳とともに掲載画像等を提出し、校正作業を行うこと。固有名詞等はウェブサイトと表記を統一すること。

●ウェブサイトの「Topics」(英語・繁体字版)に同じ記事を掲載すること。

●上記通常投稿記事と別に発注者より指示した内容の記事を翻訳し、掲載すること。

(1ヶ月に1～2回程度を想定、イベントや商談会の告知記事等)

●記事への質問や高知県観光に関するコメント、ダイレクトメッセージがあった場合は、2日以内を目途に、発注者に原文とその日本語訳、及び回答案の提出を行い、協議の上、5日以内に回答すること。

(イ)ライティングの要件

- 英語版、繁体字版ともネイティブライターの起用を必須とする。ライターの選定については、企業・団体等の公式ホームページ等、業務としてライティング業務に携わった経験を有する者とする。
- ライターはテーマ選定時から業務に関わることとし、記事にはライターの体験に基づく主観的な記事など、外国人の共感を生むような内容を取り入れること。また、Facebook の特性を生かした記事を作成すること。
- 英語版、繁体字版共に、母語とする者が閲覧する上で、言語面(文法や語法等)で違和感のない一定の質を維持すること。

(ウ)画像等の手配の要件

- 画像等は本業務での撮り下ろし、または掲載許諾を得て外部から手配するものとし、いずれも高画質の素材で発注者が二次使用できるデータを納品すること。6(1)ウに示す発注者から提供する画像等の使用も可とする。

イ Twitter の運用

5に示す Twitter アカウントの運用を行う。Facebook 英語版及び繁体字版の記事を Twitter に最適な文字数に再編集してそれぞれのアカウントで投稿すること。令和6年4月分は予約投稿作業も行うこと。

ウ Instagram の運用

5に示す Instagram アカウントの運用を行う。

(ア)記事の内容

- 記事制作は令和5年5月分から令和6年4月分までの12ヶ月分とし、英語版で月15本程度とする。令和6年4月分は予約投稿作業も行うこと。記事のテーマについては、受注者から選定理由とともに提案を行い、発注者と協議して決定する。ただし、令和5年5月分のテーマについては、発注者が指示するため提案は不要である。
- 受注者による情報収集、テキスト書き下ろし、画像等の手配とする。
- 記事制作にあたり、外国人の視点を重視し、閲覧者にとって魅力的な内容にすること。Instagram の投稿は写真や動画の品質に特に留意すること。ライティング、画像等の手配の要件については、6(2)ウ(イ)及び(ウ)を参照のこと。
- ハッシュタグを適切に活用した投稿を行うこと。
- ユーザーとの交流の活発化及び現在のユーザー層と異なるコミュニティへの周知を目的とし、一般ユーザーが作成したコンテンツ(UGC)の活用を含むこととする。全体の投稿本数に対して、適切な UGC 活用本数を提案すること。

●通常投稿とは別に Instagram ストーリーズを月 12 本投稿すること。ストーリーズは「New Post」のような投稿だけでなく、プロフィール画面を充実させ、ハイライトに蓄積できるような閲覧者に有益な情報の投稿も行うこと。

●掲載する記事については、事前に発注者へ掲載言語及び日本語訳とともに掲載画像等を提出し、校正作業を行うこと。固有名詞等はウェブサイトと表記を統一すること。

●記事への質問や高知県観光に関するコメント、ダイレクトメッセージがあった場合は、2日以内を目途に、発注者に原文とその日本語訳、及び回答案の提出を行い、協議の上、5日以内に回答すること。

(イ) ライティングの要件

●ライターは英語ネイティブライターの起用を必須とすること。ライターの選定については、企業・団体等の公式ホームページ等、業務としてライティング業務に携わった経験を有する者とする。

●ライターはテーマ選定時から業務に関わることとし、記事にはライターの体験に基づく主観的な記事など、外国人の共感を生むような内容を取り入れること。また、Instagram の特性を生かした記事を作成すること。

●英語を母語とする者が閲覧する上で、言語面(文法や語法等)で違和感のない一定の質を維持すること。

(ウ) 画像等の手配の要件

●掲載記事は画像を重視し、閲覧者にとって魅力的な高画質で構図の良い画像を選定すること。画像等は本業務での撮り下ろし、または掲載許諾を得て外部から手配するものとし、いずれも高画質の素材で発注者が二次利用できるデータを納品すること。6(1)ウに示す発注者から提供する画像等の使用も可とする。UGC の活用は、受託者より事前に当該ユーザーに対して掲載許可を得ること。

エ YouTube の運用

5に示す YouTube チャンネルの運用を行う。当チャンネルの動画に障害が生じた際の回復作業等を行い、必要に応じて発注者の提供する動画の投稿作業を行う。

オ データ解析

月次で Facebook、Instagram、YouTube のデータ解析を行い、発注者へレポート提出を行うとともに 11(9)に示す月例会議で分析結果を報告する。また、解析結果に応じた改善提案を行う。

7 Facebook と Instagram の拡散と活性化

以下の成果目標を指標に、Facebook、Instagram の拡散と活性化を行う。なお、達成できなかった場合でも、その責を受託者に負わせるものではない。なお、運用期間は令和5年4月から令和6

年3月末までの12ヶ月とする。

種 類	指標	成果目標
Facebook 英語	フォロワー純増数	20,000 フォロー以上
	1投稿あたりのエンゲージメント	平均 500 以上
Facebook 繁体字	フォロワー純増数	10,000 フォロー以上
	1投稿あたりのエンゲージメント	平均 500 以上
Instagram	フォロワー純増数	2,000 人以上
	1投稿あたりのエンゲージメント (いいね、コメント、保存数の合計)	250 以上

各成果目標達成のため、広告(AD)等を活用することも可とする。

8 成果物及び業務報告書の提出について

本業務で撮影した画像及び動画等の素材データ、編集済の動画等を成果物として提出すること。成果物は発注者による二次利用が可能なものとなるよう著作権及び肖像権等の調整を行うこと。また、事業の遂行及び実績を評価・判断できるような具体的な資料を添えた報告書を提出すること。

9 実施体制

(1) 編集体制や適切な要員の配置

- 管理責任者を設置するとともに、各作業項目に適切な要員(デザイナー、SE など)を配置し、統括的かつ合理的に行える体制とすること。
- ネイティブライターによるライティング、ネイティブチェック、及び全体ディレクションの体制を明確にし、単に誤字・脱字がないレベルでなく、意図が現地で違和感なく伝わる内容で発信できる体制を構築すること。
- すべての業務についての人員配置(外部発注分含む)及び、進行スケジュール等、運営体制についての資料を作成し、発注者へ提示すること。

(2) 営業時間

本業務に関わる作業を円滑かつ迅速にするため、年末年始及び土・日・祝日を除く、発注者の業務時間(現在は午前8時30分から午後5時15分まで)の対応が可能な要員を配置する。ただし、緊急の場合、運用停止を伴う作業を実施する場合などはこの限りではない。

10 委託期間

委託契約締結日～令和6年3月31日

11 その他留意事項

- (1)仕様書の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。

(2) 成果物については、原則として発注者の業務の実施、運営、広報等のために必要な範囲内で、発注者自らが複製し、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をすることまたは発注者の委託した第三者をして複製させ、もしくは翻案、変形、改変その他の修正をさせることができるものとする。

(3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。

(4) 受託者は、当該委託業務の成果物に係る著作権を、各成果物引き渡し時に、発注者に譲渡するものとする。ただし、譲渡する以外に有効な手法がある場合は、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両者で別途協議するものとする。

(5) 発注者が上記 4 で譲渡を受ける権利には、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条及び第 28 条に定める権利も含むものとする。

(6) 発注者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項または第 20 条第 1 項に規定する権利を行使してはならない。

(7) 完成するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時制作物を確認し、修正を行う。

(8) 本事業の目的に照らし合わせて新たに盛り込むべきと考えられる独自の手法等があれば、適宜提案すること。

(9) 発注者と受注者は高知市内で対面またはウェブ会議による月例会議を開催し、以下について協議を行う。また、月例会議以外にも、必要に応じて随時会議を開催することがある。

- ・ウェブサイトのコンテンツ選定協議
- ・Facebook、Instagram のテーマ選定協議
- ・取材、記事制作等の進捗状況と予定の共有
- ・Facebook、Instagram、YouTube のデータ解析報告とパフォーマンス改善策に関する協議
- ・その他、必要事項に関する協議

(10) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、双方協議の上、業務を進めるものとする。

(11) なお、令和 4 年度までのウェブサイトコンテンツ、ソーシャルメディアの投稿、運用データについては、契約後に発注者から受注者に必要に応じて共有する(著作権等の制約がある資料についてはこの限りではない)。